公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名:水道事業会計

		•					
事 業 名	末端給水事業						
事業開始年月日	昭和3年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	☑適 用 非適用				
団 体 名	新発田市	職員数 (H22. 4. 1現在)	34				
構成団体名							
健全化判断比率の状況	財政再生基準以上 早期健全化基準以上 経営健全化基準以上						
姓主 七州 11	計画期間:						

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業 債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
 - 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開 始年月日」(工業用水道事業にあっては「供給開始(予定)年月日」)を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行ってい る場合には、当該年月日が最も早い(古い)ものに係る年月日を記入すること。
 - 3 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合 等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
 - 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状 況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一(ただし、集計時点・集計単位は異なる。)のものであるこ と。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不
 - 足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計 画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること(複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、 策定している全ての計画の計画期間を記入すること 。)。

2 財政指標等

資本費	95(21年度)	財政力指数	0.561(21年度)
資金不足比率(健全化法)(%)	(年度)	財政力指数(臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	90.8(21年度)	実質公債費比率 (%)	11.8(22年度)
		将来負担比率 (%)	59.1(21年度)

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率 については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、 平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状 況調査の報告(又は報告を予定している)数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること(ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、 構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。)。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、 それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

- 財政指標については、条件該当年度を()内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度(地方財
- 政状況調査等における年度)を混在して使用することがないよう留意すること。 3 財政力指数(臨財債振替前)については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場 合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等 については本欄の記入は不要であること。
- 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上 である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。
- 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容

旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし

[合併期日:平成17年5月1日 合併前市町村:新発田市、紫雲寺町、加治川村]

加治川村には水道事業はなく、合併前から新発田市水道事業の給水区域であったため、水道事業は2市町の合併であった。合併か ら3年以内に料金を統一することとして、平成20年4月1日に統一を行った。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併 市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示の あったものをいう。
 - 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7 年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。
 - にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施(予定)の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入 すること。

公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計 画 名	新発田市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度から平成26年度(5ヶ年)
計画策定責任者	新発田市長 片山 吉忠
既存計画との関係	新発田市水道ビジョン(平成21年~27年)
公表の方法等	新発田市ホームページで公表
基本 方針	給水人口の減、経済の低迷や節水型社会を背景として、有収水量は近年減少傾向が続いている。今後の水需要も減少する見通しであることから収入減が予測される。老朽化した施設の更新と耐震化等を進め、安定した給水を確保した上で、組織や人員配置の見直し、アウトソーシングを進めて、経費削減・事業効率化を推進する。

繰上償還希望額等

						(単位:十円)
区	分	旧運用部:年利5%以上 6%未満 旧簡保:年利5%以上 6%未満 旧公庫:年利5%以上 5.5%未満	旧運用部:年利6%以上 6.3%未満 旧簡保:年利6%以上 6.5%未満 旧公庫:年利5.5%以上 6%未満	旧運用部:年利6.3%以 旧簡保 :年利6.5%以 旧公庫 :年利6%以上		合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額					
山貝亚连市即貝亚	補償金免除額					
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額					
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	80,252.9	27,296.6	179,754.8	42,091.3	287,304.1

- | 1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)。
- 6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

LIHE	3 业性/门口	10只业』							(単1	位:千円)
		事業債	名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3% (平成22年度۶	以上 民務高) うち年利7%以上	合	計
公										
営										
公営企業										
業										
債										
	Ź	/ 11	計	(A)						
 ap										
(放上 再計										
掲負の										
(再掲) (再掲)										
	7	<u></u>	計	(B)				_		
2	公営企業で	で負担す	るもの	(A)-(B)						

【旧簡易生命保険資金】 (単位:千円)

	事	業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5% (平成22年度 ⁵	以上 未残高) うち年利7%以上	合	計
公									
公営		•	•						
企業		•							
業									
債									
	合	計	(A)						
般.		•							
(再掲)									
掲負う ・担う			<u> </u>						
分ち									
	合	計	(B)						
公言	営企業で負	担するもの	の (A)-(B)						

【旧公営企業金融公庫資金】 (出位,工四)

								<u>(単12:十円)</u>
	事業	債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以 (平成22年度短		合 計
公	上7	K道事業債		80,252.9	27,296.6	179,754.8	42,091.3	287,304.1
公営				·		·	·	·
企								
業								
債								
		±1	(4)	00.050.0	07.000.0	470 754 0	40,004,0	007 004 4
		計	(A)	80,252.9	27,296.6	179,754.8	42,091.3	287,304.1
般。								
(会上 再計記								
(再掲)								
担ち								
	合	計	(B)					
公言	営企業で負担で	するもの	(A)-(B)	80,252.9	27,296.6	179,754.8	42,091.3	287,304.1

- 注 1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

\overline{X} 分 内 容 新発田市の水道事業は、昭和3年に当時の新発田町が良質な飲料水と 財 務 上 の 特 徴性活用水の確保を求める地域住民の声に応える形で開始した。その後、 4期にわたって給水区域拡張事業を実施し、平成13年度からは市内の 中山間地域への給水区域拡大に向けて第5期拡張事業を実施しており、 平成24年度末に完了し、普及率100%になる予定である。 しかし、これらの拡張事業や老朽管更新事業等の借入れで未償還残高 は平成21年度末で約87億円になっており、これらの償還が財政を圧 迫している要因になっている。さらに、減価償却費についても年々増加 しており、今後も増え続ける見込みである。 課 題 人件費の抑制と事業経費の削減 題 経 営 課 <u> 費用に占め</u>る職員給与費の割合は、類似団体平均14.51%に対し、 17.84%と高くなっている(20年度数値)。職員体制を見直して組織のス リム化を図る等、人件費総額を削減することが課題となっている。 また、給水原価については類似団体平均212.27円に対し171.07円(20 年度数値)と低く抑えているが、経常収支比率は、類似団体平均103.9% (20年度)に対し20年度は97.7%、21年度は100.4%となっており、経営 の健全化のためにはさらなる経費節減に努めていかなければならない。 収入の確保 題 料金回収率は類似団体平均91.0%に対し93.2%(20年度数値)である が、100%を下回っている。20年度には経常損益44百万円の赤字となっ たことから、受益者負担の原則に沿った適切な水道料金を設定し、水道 使用量減少時代に適合した料金体系を構築しなければならない。 また、資産の有効活用など水道料金以外の収入確保も必要である。 題 企業債未償還残高の縮減 当市水道事業における給水収益に占める企業債利息の割合は、類似団 体平均20.9%、全国平均12.6%に対し、17.6%となっている(20年度数 値)。経営の圧迫要因となっている企業債の償還金や利子負担を低く抑 えることが必要である。 題 アウトソーシングの推進 現在、検針業務、休日・夜間の施設の運転監視業務等、可能なものに ついては部分的にアウトソーシングを進めている。水道法における第三 者委託(第24条の3)については全国的に進捗していない状況(平成20 年度における実施団体は全国で9団体)ではあるが、第三者委託を含 め、他の可能な業務についてもアウトソーシングを進めていく必要があ 留 意 事 上記のほか、水道技術者の確保と養成、簡易水道と水道事業の経営統 合が課題である。

- 注 1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
 - 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
 - 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記 入すること。
 - 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し(法適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

平成23年度 年 平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 (計画前5年度) (計画前4年度) (計画前3年度) (計画前々年度) (計画前年度) (計画初年度) (計画第2年度) (計画第3年度) (計画第4年度) (計画第5年度) (決算) (決算) (決算) (決算) (決算見込) $\overline{\mathbf{X}}$ 益 (A) 1,901 1.847 1,858 1,833 1,833 1,812 1,915 1.904 1,871 1,863 収 (1) ЦΣ 1,813 1,790 1,792 1.778 1.765 1,856 1,851 1,839 1,829 1,815 λ (2) 受 ЦΣ 益 (B) 2 益 (3) そ の 他 33 67 41 54 47 43 62 63 40 46 ЦΣ 21 2. 営 外 益 37 45 34 28 23 40 23 的 (1) 補 助 金 他 会 計 補 助 金 ЦΣ その他補助金 益 入 (2) そ Э 40 21 28 23 23 37 45 34 計 (C) 収 λ 1.884 1.898 1.878 1.867 1.843 1.922 1.943 1.927 1.898 1.886 1. 営 用 1.437 1.489 1,512 1.598 1.541 1.552 1.587 1.705 1.667 1,698 (1) 職 給 費 340 341 231 327 315 与 303 283 281 263 272 ЦΣ 給 132 本 156 161 157 161 135 125 131 136 136 的 退 職手 当 76 26 51 51 38 25 81 25 そ 他 128 129 108 110 の 121 126 106 107 111 107 益 (2) 経 費 579 563 611 595 637 617 654 656 638 614 動 力 費 45 47 49 52 47 52 54 55 56 57 収的 修 繕 費 4 4 7 3 4 材 料 費 9 他 529 512 561 552 544 581 560 595 596 577 支 (3) 減 却 費 555 586 615 646 665 684 707 724 739 745 費 用 358 342 333 313 295 241 181 180 179 2. 営 外 180 支 利 息 357 341 329 313 295 241 181 180 180 179 (1) 支 払 出 そ 0 他 (2) 4 計 (D) 1.795 1.831 1.845 1.911 1,836 1.793 1.768 1.885 1.847 1,877 常 益 (C)-(D) (E) 89 67 33 -44 129 175 42 別 利 益 (F) 失 (G) 4 損 益 (F)-(G) (H) -4 当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) 88 63 31 -45 128 175 42 51 繰越利益剰余金又は累積欠損金(1) 281 248 241 203 157 147 205 144 113 102 動 資 産 (J) 1,591 1.410 1,113 867 836 840 830 820 810 800 うち未収金 462 243 151 357 239 269 111 45 債 (K) 809 702 450 293 271 256 368 423 353 358 うちー時借入金 うち未払金 757 647 386 180 134 254 267 321 238 237 累積欠損金比率((A)-(B) 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (L) 営業収益 - 受託工事収益(A)-(B)(M) 1.846 1,857 1,833 1,832 1,812 1,899 1.913 1.902 1.869 1,861 $((L)/(M) \times 100)$ 地方財政法による資金不足の比率 健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O) 健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P) 1,846 1,857 1,833 1,832 1,812 1,899 1,913 1,902 1,869 1,861 健全化法第22条により算定した資金不足比率 $((N)/(P) \times 100)$

(単位:百万円,%)

(単位:百万円,%)

					年	F	度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	_							(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
	区	分		NIV.			/±	(決算)	(決算)	(決算)	(決 算)	(決算見込)					
		1. 企		業	N#-		債	343	479	340	296	1,445	481	244	290	160	160
	資	<u></u>		費平	準	- '-	債										
資		2. 他	会		出	資	金	68	153	135	73	145	92	68	68	26	26
	ᅶ	3. 他	会		補	助	金										
	本	4. 他	会		負	担	金	7	12	17	13	15	12	12	12	12	12
	-	5. 他	会		借	入	金										
本	的 -	6. 国	(都道	713 713		補助	金	152	184	133	139	165	163	111	45		
	-	7. 固	定資	産売		<u> 却 代</u>	金										6
	収	8. <u>T</u>	事	負		担	金	230	218	144	268	173	182	208	188	202	188
	4X	9. そ		の			他										
的	,	(A) = = ±3	19.左京,但	計		~ H.Æ-	(A)	800	1,046	769	789	1,943	930	643	603	400	392
	入 [(A)のっち: 額	翌年度へ繰	り越される	立出	の財源が	化当 (B)										
1177	4	純				計 (A)-(B) (C)	800	1,046	769	789	1,943	930	643	603	400	392
収	資	1. 建	設	改		良	費	1,156	1,425	1,084	1,041	1,030	1,139	964	893	589	723
		う	ち 職	員	給	与	費	40	42	42	43	43	34	34	34	17	17
	本	2. 企	業	債 作	賞	還	金	423	415	449	489	1,671	738	597	634	542	528
支	的	3. 他	会 計 長		入	返 還	金金										
	支	4. 他	会 計	\wedge σ) 3	支 出	金										
	出	5. そ		の			他										
	-			計			(D)	1,579	1,840	1,533	1,530	2,701	1,877	1,561	1,527	1,131	1,251
資本	的収	(入額が)	資本的支出)-(C) (E)	779	794	764	741	758	947	918	924	731	859
補	ì	1. 損	益勘	定留		呆 資	金	605	612	653	698	712	724	747	764	706	764
τ	_	2. 利	益 剰	余 金		见 分	額										
h	_	3. 繰	越		事	資	金										
財		4. そ		の			他	174	182	111	43	46	223	171	160	25	95
源				計			(F)	779	794	764	741	758	947	918	924	731	859
補	て	h	財源		足	額	(E)-(F)										
他	会		借入	金	現	在	高 (G)										
企		業	債	現	7	在	高 (H)	9,184	9,249	9,140	8,947	8,721	8,464	8,111	7,767	7,385	7,017

^	2	`	他会計	(品)	、全

(2) 他会	計約	全人架											_					(単位:百万円)
						年	度	Ž		平成17年度 (計画前5年度)	平成18年度 (計画前4年度)	平成19年度 (計画前3年度)	平成20年度 (計画前々年度)	平成21年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
	X		分							(決算)	(決算)	(決算)	(決 算)	(決算見込)					
収	益	的	収	支	分					5	6	7	3	3	5	5	5	5	5
			う	ち	基	準 プ	り 繰	入	金	5	6	7	3	3	5	5	5	5	5
			う	ち	基	準り	卜 繰	入	金										
資	本	的	収	支	分					75	165	152	86	160	104	80	80	38	38
			う	ち	基	準 プ	り 繰	入	金	75	165	152	86	56	104	80	80	38	38
			う	5	基	準 タ	卜 繰	入	金				•	104					
	•		合				計		•	80	171	159	89	163	109	85	85	43	43

(3)経営指標等

			平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方	財政法による資金不足の比率	率 (%)(再掲)										
料金	回収率	(%)	101.3	98.2	97.5	93.2	96.3	103.9	105.1	97.9	99.4	97.1
資本	費	(円又は%)	92	93	94	95	95	93	89	90	92	92
総収	支比率(法適用)	(%)	104.9	103.4	101.7	97.6	100.3	107.2	109.9	102.2	102.8	100.5
経常	収支比率(法適用)	(%)	105.0	103.7	101.8	97.7	100.4	107.3	109.9	102.2	102.8	100.5
営業	収支比率(法適用)	(%)	128.6	124.8	121.2	114.7	117.6	122.5	120.7	111.7	112.3	109.7
累積	欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益	的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
⊭ ₽	収益的収入分	(%)	0.3	0.3	0.4	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
繰	うち基準内繰入金	(%)	0.3	0.3	0.4	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
金	うち基準外繰入金	(%)										
比	資本的収入分	(%)	9.4	15.8	19.8	10.9	8.3	13.9	13.0	15.3	9.5	9.8
率	うち基準内繰入金	(%)	9.4	15.8	19.8	10.9	2.9	13.9	13.0	15.3	9.5	9.8
	うち基準外繰入金	(%)					5.4					

- 注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。
 - (1) 地方財政法による資金不足の比率(%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額/(営業収益 受託工事収益)×100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額/(営業収益・受託工事収益)×100
 - (2) 総収支比率(%) = 総収益/総費用×100
 - (3) 経常収支比率(%) = 経常収益/経常費用×100
 - (4) 営業収支比率(%) = (営業収益 受託工事収益) / (営業費用 受託工事費用) × 1 0 0 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
 - (5) 累積欠損金比率(%)=累積欠損金/(営業収益-受託工事収益)×100
 - (6) 収益的収支比率(%) = 総収益/(総費用+地方債償還金) x 1 0 0
 - (7) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)/収益的収入(又は資本的収入)×100
 - 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。
 - (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率(%)=供給単価 1/給水原価 2×100
 - 1 供給単価(円/㎡)=給水収益/年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - 2 給水原価(円/㎡)=(経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費+基準内繰入金(水道事業のみ)))/年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの) 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ·使用料回収率(%)=使用料収入 /污水処理費 × 100
 - 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は 「 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるので、留意すること。
 - 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1)収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金設定の考え方 ・料金改定方式については、資金収支方式(現行料金ベースで財政計画を作成し、料金算定期間の4年間に不足すると見込まれる費用相当分を料金改定で賄うものとして改定率を算出する方式)を採用している。これは総括原価方式では大幅な改定率となることから、利用者の急激な負担増を避けるためである。 ・料金体系は口径別・逓増制をとっている。これは使用する給水管の口径の大きさに応じて料金を設定しているため客観的に公平性が確保できることと、逓増制は生活用水などの価格を低廉化する目的があり、水道サービスの無駄な需要を抑制し適正な消費が実現されることから採用している。また、経営の安定化と負担の公平性を図る観点から基本料金と従量料金の二部料金制をとっている。 ・平成22年6月に実施した料金改定においては、前回と同様の資金収支方式を採用し、平成22年度から25年度を算定期間として算出し、5.15%の平均改定率とした。また、大口使用者の負担を軽減するため逓増制体系の逓増度の緩和等も合わせて実施した。 料金水準(類似団体との比較)・全国類似団体平均3,587円(20年度数値)に対し、22年6月の改定前2,583円、改定後2,735円(いずれも1ヶ月20㎡あたり家庭用料金)となっており、これは新潟県平均3,122円と比較しても安価であり、県内20市中9位である。 料金収入の見込み近年の有収水量は減少傾向にある。また国立社会保障・人口問題研究所が平成15年12月に発表した将来人口予測における当市の人口は、平成27年には101,000人に減少するとされている。一般家庭向けの給水量が総給水量の7割余りを占める新発田市の場合、人口の減少が
2 他会計繰入金の見込み	水需要に与える影響は大きく、家庭、企業などでの節水意識の浸透と相俟って、今後も料金収入は減少していくと予測される。また、大口使用者の上水道から地下水への転換が懸念される。 一般会計から第5期拡張事業、老朽管更新事業及び合併特例債による紫雲寺地区整備事業にそれぞれ繰入れている。 第5期拡張事業は事業の最終年度である平成24年度(当初予定は平成26年度であったが事業の見直しで平成24年度となった。)まで繰入れてもらう予定である。 老朽管更新事業は、事業は継続するものの繰入金は平成20年度で終了(平成21年度の国の経済対策で追加補正あり。)した。また、紫雲寺地区整備事業は合併特例債が終了する平成27年度まで継続して繰入金を見込んでいる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による 収入の見込み	大規模投資の有無 平成13年度から実施している第5期拡張事業が平成24年度で完了する予定である。(総事業費約38億円) 資産売却等による収入の見込み ・平成22年度に修繕用に保管していた鋳鉄製配水管(流動資産)を約200万円で売却した。 ・平成26年度までに遊休土地(旧資材置場)を売却する。
4 その他収支見通し策定に当たって前提 としたもの	職員給与費については、「新発田市水道ビジョン」の人員計画に基づいた支出を見込んでいる。(水道ビジョン作成時と一部変更あり)

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方(設定方法等)や、料金水準に対する考え方(類似団体等との比較)、今後の料金収入の見込みとその根拠(有収水量や利用者数の推移等)等について記入すること。

他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること(「料金収入の見込み」については要記入のこと)。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項目	の課題番号	具体的内容
1 経常経費の見直し		平成20年度に策定した「新発田市水道ビジョン」に基づ〈人員計画に沿って、人件費総額の削減を図っている。
定員管理		職員数の推移(給与支弁職員数) ・平成17年度 合併 43名 ・平成19年度 42名(1名減):計画人数42名 退職者不補充 ・平成21年度 37名(5名減):計画人数37名 一部業務委託、契約事務の一元化 今後の計画 ・平成22年度 34名(3名減) 機構改革 ・平成22年度~27年度 技術職員の計画的な採用を図りながら、第5期拡張事業が完了することから27年度は31名体制を計画している。
給与のあり方		基本的には国の人事院及び県の人事委員会の勧告を尊重し、市の給与水準に準じて支給している。
給与構造の見直し、地域手 当等のあり方		・給与構造の見直しについては、平成18年4月から実施した国家公務員に準じて実施済みである。 ・地域手当は支給していない。
技能労務職員に相当する職 種に従事する職員等の給与の あり方		該当なし(技能労務職員はいないため)
退職時特昇等退職手当のあり方		・退職時特昇は実施していない。 ・退職手当については、一般会計(国の制度に準拠)に準じて支給している。
福利厚生事業のあり方		法定福利費の事業主負担は、市町村職員共済組合の規定に基づき実施している。
維持管理費等の縮減その他経営 効率化に向けた取組		・組織体制を見直し、22年度において3課体制を2課に統合し経営効率化を図った。 ・26年度までに遊休土地を売却することで、当該土地の維持管理費の削減を図る。 ・新規の企業債発行額を抑制する。 ・高利率企業債の繰上償還や低利率企業債への借換えを行う。 ・維持管理費等の縮減には既に取り組んでいるが、今後もさらなる経費削減を図っていく。
指定管理者制度の活用等民間委 託の推進やPFIの活用		既に検針業務、休日・夜間の施設の運転監視業務等、可能な業務については部分的なアウトソーシングを実施してい るが、全国的な民間委託の進捗状況の動向を注視しながら、他の業務委託実施についても視野に入れていく。

経営健全化に関する施策(つづき)

項	目	の課題番号	具体的内容
2 コスト等に見合っへの引上げ、売却可よる歳入の確保			コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げ 平成20年度において水道料金収入等が減少し、決算で約4,500万円の純損失が発生したことと、財政計画において24年度 か6事業費の不足が生じることが見込まれたことから、平成22年6月に平均改定率5.15%の料金改定を行った。 今後の料金改定については、料金算定期間(22~25年度)内の再改定は利用者の理解を得難いため行わず、25年度中に算 定期間後の料金改定の必要性を新たな財政計画を作成したうえで検討し、改定が必要な場合は適正な水準への引き上げを行 う。 売却可能資産の処分等による歳入の確保 ・平成22年度に修繕用に保管していた鋳鉄製配水管(流動資産)を約200万円で売却した。 ・平成26年度までに遊休土地(旧資材置場)を売却する。
っては、コスト	しく低い団体にあ 等に見合った適正 引き上げに向けた		
3 経営健全化や財務 公開の推進と行政評			
経営健全化や 情報公開	財務状況に関する		決算状況については財務状況も含めて、ホームページに公開している。また、市の広報でも一般会計と合わせて、概要を掲載している。 平成19年度からは「水道事業ガイドラインに基づ〈業務指標」、平成21年度には「新発田市水道ビジョン」をホームページと広報に、「経営健全化計画」をホームページに公表した。
行政評価の導	λ		市全体の取組みで平成12年度から「市民満足経営」「安定経営」の実現に向け行政評価システムの導入に着手し、平成13年度から本格的に開始した。また、平成17年3月には、行政評価の取り組みを一過性のものとすることのないように、行政評価に関する基本的な事項を定めた「新発田市行政評価条例」を制定した。評価結果については、ホームページ及び広報で公表している。
4 その他			水道水の利用促進については、拡張地域等には上水道の接続をお願いする文書などの配布を実施している。 上水道の接続の推進を図るため、平成21年度には、新たな水道敷設地区で上水道を接続するお客様を対象とした工事負担 金分割納入制度を創設した。また、宅内配管工事費の融資制度も創設した。 ボトルドウォーターを平成20年度から作成して、市のイベント等で配布し、水道水利用のPRに努めている。

- 注1 上記区分に応じ、「 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、 に付し た課題番号を「 の課題番号」欄に記入すること。
 - 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
 - 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を 記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減等)については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入 すること。
 - 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は 更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
 - 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	平成20年度をベースに平成27年度は、42人から11人削減し31人の計画である。また、退職給与金を除く人件費は334,507千円から82,681千円を削減し251,826千円の計画である。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	欠損金は生じていないが、平成20年度決算では純損失が発生しており、事業費の不足を解消するために平成22年6月平均改定率5.15%の料金改定を行った。 今後の料金改定については、25年度中に料金算定期間後の改定の必要性を新たな財政計画を作成したうえで検討し、改定が必要な場合は適正な水準への引き上げを 行う。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	2 1年度に「地域活性化・公共投資臨時交付事業」として老朽管更新事業に対する基準外繰出しを受けたが、これは一時的なものであり、今後は基準外繰出しを受け る予定はない。
4 その他	拡張地域での接続率向上を目指して、接続要請チラシの配布を行い、接続工事負担金分割納入制度や宅内配管工事の融資制度を創設した。また、水道水のボトルドウォーターを作成し、水道水利用促進に活用している。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、 に掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 年度別目標等

(1)水道事業【延長計画策定団体】

			五世40年度	五世46左座	五世00左座	平式04年度	平式20年度	五世00年度	平式0.4左连			平式00左座	(単位:白万円
3分 誤	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前3年度)	平成19年度 (当初計画前々年度)	平成20年度 (当初計画前年度)	平成21年度 (当初計画初年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第2年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第3年度) (延長計画2年度)	平成24年度 (当初計画第4年度) (延長計画3年度)	平成25年度 (当初計画第5年度) (延長計画4年度)	当初計画合計	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
		累積欠損金 (実績値)				(- (-	-	-		(EKIIIII TE)	
/	_ /	^{系領へ頂並} (実績値) 比率											
/	/	延長計画の目標値				8726	8508	8175	7842	7468			
- 1/	/	企業債現在 <u>当初計画の目標値</u> 高 <u>(実績値)</u>	9249	9140	8947	8721							
<u> </u>		高 延長計画の目標値					8464	8111	7767	7385		7017	
F III	収入の確何	(2.1											
1 42	以入の唯一	料金改定率			l		6.35	l		l			
		改善効果額(料金の適正化)					112		111	110	444		
		未収金の徴収対策					112			110			
¥		改善効果額											
		一般会計負担金の額											
it		改善効果額(負担金の確保等)											
		資産の有効活用											
: :t		改善効果額(収入増額)											
Ė		その他 ()											
,		改善効果額											
	経費の削減												
Ē		職員給与費の適正化	•						,	,			
ž		職員給与費(退職手当以外)	331	325	333	290	265						
Á		改善効果額				43	68	61	53	69	294		
5		給与水準											
		改善効果額 その他()											
善		その他() 改善効果額				43	68	61	53	60	294		
功 果		維持管理費等				43	00	01	55	69	294		
頂		改善效果額(適正化)											
_		工事コスト											
		改善効果額(縮減額)											
_		その他()											
		改善効果額											
-								<u> </u>	初計画改善効果額 合	:計	738		
									一画補償金免除額(旧資		262.3		
[1]	収入の確何	保】											
	D() (- P P)												
		科金以正率											
		料金改定率 改善効果額(料金の適正化)											
		改善効果額(料金の適正化) 未収金の徴収対策											
<u>E</u>		改善効果額(料金の適正化) 未収金の徴収対策											
Į		改善効果額(料金の適正化)											
ŧ		改善効果額(料金の適正化) 未収金の徴収対策 改善効果額 一般会計負担金の額 改善効果額(負担金の確保等)											
t 1		改善効果額(料金の適正化) 未収金の徴収対策 改善効果額 一般会計負担金の額 改善効果額(負担金の確保等) 資産の有効活用					2					6	
† 		改善効果額(料金の適正化) 未収金の徴収対策 改善効果額 一般会計員担金の額 改善効果額(自起金の確保等) 資産の有効活用 改善効果額(収入増額)					2 2					6	
		改善効果額(料金の適正化) 未収金の徴収対策 改善効果額 一般会計負担金の額 改善効果額(負担金の確保等) 資産の有効活用 改善効果額(収入増額) その他()					2 2					6	
		改善効果額(料金の適正化) 未収金の徴収対策 改善効果額 一般会計負担金の額 改善効果額(負担金の確保等) 資産の有効活用 改善効果額(収入増額) その他() 改善効果額(収入増額)					2 2					6 6	
	経費の削減	改善効果額(料金の適正化) 未収金の徴収対策 改善効果額 一般会計負担金の額 改善効果額(負担金の確保等) 資産の有効活用 改善効果額(収入増額) その他() 改善効果額					2 2					6 6	
	経費の削減	改善効果額(料金の適正化) 未収金の徴収対策 改善効果額 一般会計負担金の額 改善効果額(負担金の確保等) 資産の有効活用 改善効果額(収入増額) その他(改善効果額					2 2					6	
	経費の削減	改善効果額(料金の適正化) 未収金の徴収対策 改善効果額 一般会計負担金の額 改善効果額(自生金の確保等) 資産の有効活用 改善効果額(収入増額) その他(改善効果額 職員給与費の適正化 職員給与費の適正化					2 2					6	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	経費の削減	改善効果額(料金の適正化) 未収金の徴収対策 改善効果額 の総会計負担金の額 改善効果額(負担金の確保等) 資産の有効活用 改善効果額(収入増額) その他() 改善効果額 職員給与費の適正化 職員給与費の適正化 職員給与費の適正化 取善効果額					2 2 2					6 6	
長 十 日 二 十 二 ノ 二 国 言 二 派 る ろ る ろ る ろ る ろ る る ろ る る ろ る ろ る ろ る	経費の削	改善効果額(料金の適正化) 未収金の徴収対策 改善効果額 一般会計負担金の額 改善効果額(負担金の確保等) 資産の有効活用 改善効果額(収入増額) その他() 改善効果額(収入増額) の強動果額 減) 職員給与費の適正化 職員給与費(退職手当以外) 改善効果額 給与水準					2 2					6 6	
	経費の削減	改善効果額(料金の適正化) 未収金の徴収対策 改善効果額 一般会計負担金の額 改善効果額(負担金の確保等) 資産の有効活用 改善効果額(収入増額) その他() 改善効果額(収入増額) 「改善効果額(収入増額) をの他() でいるが、できない。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					2 2 2					6 6	
	経費の削	改善効果額(料金の適正化) 未収金の徴収対策 改善効果額 一般会計負担金の額 で、					2 2					66	
	経費の削	改善効果額(料金の適正化) 未収金の徴収対策 改善効果額 一般会計負担金の額 改善効果額(負担金の確保等) 資産の有効活用 改善効果額(収入増額) その他() 改善効果額 職員給与費の適正化 職員給与費の適正化 職員給与費の適正化 職員給与費の適正化 職員給与費の適正化 取善効果額 公善効果額					2 2 2					6 6	
	経費の削	改善効果額(料金の適正化) 未収金の徴収対策 改善効果額 一般会計負担金の額 で、					2 2 2					6	
【編 【編	経費の削	改善効果額(料金の適正化) 未収金の徴収対策 改善効果額 一般会計負担金の額 改善効果額(負担金の額 改善効果額(負担金の確保等) 資産の有効活用 改善効果額(収入増額) その他()で善効果額 減】 職員給与費の適正化 職員給与費の適正化 職員給与費の適正化 で養効果額 公善効果額 公善効果額 との他()で養効果額 はまりを表します。					2 2 2					6 6	
【編 【編	経費の削え	改善効果額(料金の適正化) 未収金の徴収対策 改善効果額 一般会計負担金の額 改善効果額(負担金の確保等) 資産の有効活用 改善効果額(収入増額) その他(改善効果額 職員給与費の適正化 取善効果額 結与水準 (改善効果額					2 2 2					6 6	
【編 【編	経費の削減	改善効果額(料金の適正化) 未収金の徴収対策 改善効果額 一般会計負担金の額 改善効果額(負担金の額 改善効果額(負担金の確保等) 資産の有効活用 改善効果額(収入増額) その他() 改善効果額 総与費の適正化 職員給与費の適正化 職員給与費の適正化 職員給与費の適正化 職員給与費の適正化 最初果額 をの他() 改善効果額 をの他() と一般					2 2 2					666	
長十可二十二ノニ 返安 二系 5 女 春力 是	経費の削消	改善効果額(料金の適正化) 未収金の徴収対策 改善効果額 (製担金の額 改善効果額(負担金の額 改善効果額(負担金の確保等) 資産の有効活用 改善効果額(収入増額) その他(改善効果額 職員給与費の適正化 「必善効果額					2 2 2					66	
他 传 二 系 5 女 磨 力 艮 頁		改善効果額(料金の適正化) 未収金の徴収対策 改善効果額 一般会計負担金の額 改善効果額(負担金の確保等) 資産の有効活用 改善効果額(負担金の確保等) 資産の有効活用 改善効果額(収入増額) その他() 改善効果額 総員給与費の適正化 職員給与費の適正化 職員給与費の適正化 職員給与費の適正化 職員給与費の適正化 職員給与費の適正化 職員給与費の適正化 職員給与費の適正化 取善効果額 をの他() 改善効果額 をの他() な善効果額 をの他() な善効果額 をの他() な善効果額 をの他() な善効果額 をの他() な夢効果額 をの他() な夢効果額 をの他() な夢効果額 をの他()	目標」の「課題」欄の都	音号を記入すること。			2 2 2				計画改善効果額合計		
と	果題」欄に	改善効果額 (料金の適正化) 未収金の徴収対策 改善効果額 一般会計負担金の額 改善効果額 (負担金の確保等) 資産の有効活用 改善効果額 (収入増額) その他()で善効果額 「改善効果額 「改善効果額 「改善効果額 「改善効果額 「改善効果額 「な善効果額 「な善効果額 をの他(「改善効果額 をの他(「改善効果額 をの他(「な善効果額			」を含めないこと。		2 2 2			延長期間が2年	以下の場合に加算する	改善効果額 B	
1 「課班普	果題」欄に延長計画に普通会計に	改善効果額 (料金の適正化) 未収金の徴収対策 改善効果額 (製担金の額 の差効果額 (負担金の額 改善効果額 (負担金の確保等) 資産の有効活用 改善効果額 (リス増額) その他(改善効果額 総与費の適正化 職員給与費の適正化 職員給与費の適正化 職員給与費の適正化 して善効果額 をの他(の善効果額 をの他(の書効果額 との他の との書効果額 は持管理費等 で、対しては、「1 主な課題と取組み及びによいでは、「1 主な課題と取組み及びに計しては、「1 主な課題と取組み及びに計上した施策に係る改善効果額のうち水道事業会計における改善効果額のうち水道事業会計に	、「当初計画に計上した 加算する額 C」欄にて	t施策に係る改善効果額 Oいては、当該会計にお	ける経営改革の改善効					延長期間が2年	以下の場合に加算する	改善効果額 B	
「課延普	果題」欄に延長計画に普通会計に	改善効果額(料金の適正化) 未収金の徴収対策 改善効果額 (製担金の額 改善効果額(負担金の確保等) 資産の有効活用 改善効果額(リス増額) その他(改善効果額 総動果額 総動果額 を動生のでは、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 の	、「当初計画に計上した 加算する額 C」欄にて	t施策に係る改善効果額 Oいては、当該会計にお	ける経営改革の改善効					延長期間が2年 普通会計における改善	以下の場合に加算する	改善効果額 B 会計に加算する額 C	

(1)水道事業【延長計画策定団体】(つづき) 経営状況

#E 100										
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	94.2	94.4	94.3	94.1	93.7	94.2	94.3	94	94.1	93.8
年間総有収水量 (千㎡)	11,310	11,184	11,206	11,165	11090	11056	11023	10944	10882	10788
公称施設能力 (㎡/日)	60250	60250	60250	60250	60250	60250	60250	60250	60250	60250
1日最大配水量 (㎡/日)	41953	41423	41149	41838	42245	41986	41620	41416	41096	40731
最大稼働率 (%)	69.6	68.8	68.3	69.4	70.1	69.7	69.1	68.7	68.2	67.6
供給単価 (円/㎡)	160.27	160.08	159.94	159.27	159.14	167.86	167.95	168.03	168.1	168.24
給水原価 (円/㎡)	158.06	163.65	164.57	171.07	165.48	161.91	160.22	172.07	169.55	173.81

簡易水道事業の統合に係る基本方針 注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

・平成19年12月に策定済みの「簡易水道統合計画書」に沿って、簡易水道5事業と上水道事業の統合を進めている。当初計画より1年早い平成27年度末までに統合を完了する予定である。